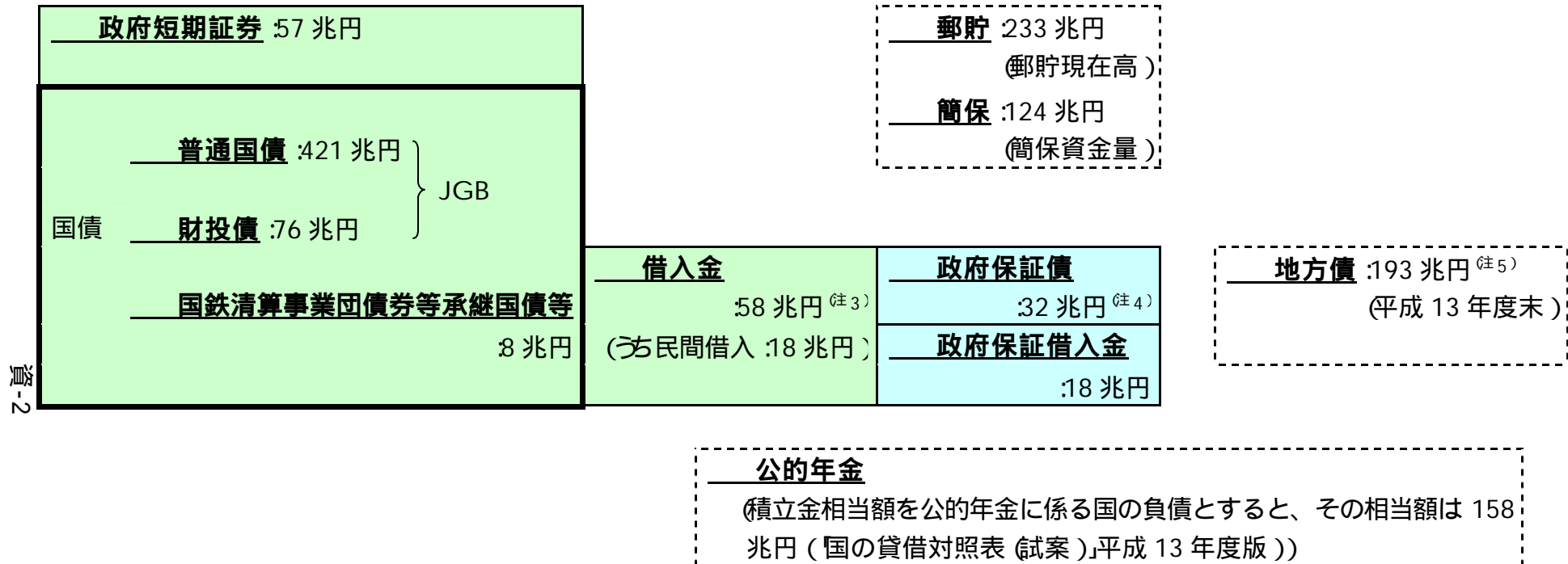


1.我が国の公的債務のイメージ



(注 1) 各欄中の金額は、それぞれの債務の残高 (断りがない限り平成 14 年度末)。

(注 2) これらの公的債務の残高等を単純に合計したものが我が国の公的債務の総額となるわけではない点に留意が必要である。なぜなら、これらの債務はそれぞれ性格が異なる上、例えば、郵貯・簡保 () や公的年金 () が大量の国債を保有している等、重複が多く存在するからである。

(注 3) 平成 15 年 4 月に郵政公社に承継された郵政事業特別会計及び郵便貯金特別会計の借入金 (計 49 兆円) が含まれない。

(注 4) 政府保証付の政府資金 (財政融資資金・簡保資金) 引受債及び政府保証外債が含まれない。

(注 5) ここでいう地方債 () の残高は、普通会計債及び公営企業債の残高の合計である。